

BCローン取引規定

第1条（取引内容）

1. この取引は、当座貸越とし、取引約定書に記載の貸越限度額の範囲内で、反復・継続して借入を受けることができます。
2. この取引による借入金は、当座勘定口座から届け出の普通預金口座（以下「指定口座」といいます。）へ入金します。
3. この当座勘定口座からは、小切手・手形の支払いはしません。

第2条（貸越の方法）

1. 指定口座の支払可能預金残高（総合口座取引の場合は、その貸越が利用できる金額を支払可能預金残高に加えます。）を超えて、当行に対し預金の払い戻しもしくは各種料金の自動支払いの請求があった場合、または当行がキャッシングサービス、ショッピングサービスの利用代金、手数料等の自動引き落としをする場合に、当行はその不足額を当座貸越として自動的に貸し出します。ただし、第7条による定例返済、当行からの借入元利金等当行が定めた融資金の返済、横浜バンクカードを使用した当行の自動振込機（振込を行うことができる現金自動入出金機を含みます。）による振込、自動積立の引き落としの場合を除きます。
2. <はまぎん>キャッシュサービスカードの代理人、または横浜バンクカードの家族会員は、前項の預金の払い戻しの請求による当座貸越を受けることはできません。
3. 指定口座からの各種料金等の自動支払いの請求が同日に数件あり、その総額が当座貸越を利用できる範囲の金額を超える場合は、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

第3条（取引期間）

この取引期間は、契約日から1年後の応当日の属する月の末日までとします。ただし、取引期間の満了1か月前までに当行から通知をしない限り、取引期間はさらに1年間延長されるものとし、以降も同様とします。

第4条（貸越可能枠）

当行は、取引の利用状況等により貸越可能枠を増額または減額し、あるいは新たな借入を中止することができるものとします。なお、この場合、変更後の貸越可能枠および変更日等必要な事項を通知します。

第5条（利息・損害金）

1. 借入金の利息は、付利単位を100円とし、毎月10日（銀行休業日の場合は、翌営業日）にその前日までの分を所定の利率、計算方法により計算のうえ、借入元金に組み入れます。なお、利息を借入元金に組み入れることにより貸越可能枠を超える場合、その超える金額についてもこの規定の各条項が適用されます。
2. 金融情勢の変化、その他相当の事由がある場合には、当行は所定の利率を一般に行われる程度のものに変更できるものとします。この場合の利率の変更については、一定期間当行の店頭に掲示します。
3. 当行は、当行所定の基準により優遇した利率を適用することがあります。この場合、当行はいつで

もその優遇した利率を変更し、またはその優遇した利率の適用を中止することができるものとします。

4. この取引による借入金の返済を怠った場合は、支払うべき金額に対して年 18%（年 365 日の日割計算）の割合による損害金を支払っていただきます。

第 6 条（定例返済）

1. この取引による借入金の定例返済日は、毎月 10 日（銀行休業日の場合は、翌営業日）とします。定例返済金額は、つぎの表のとおりとします。

前月の定例返済後の借入金残高	定 例 返 済 金 額
1 万円以下	前月の定例返済日の借入金残高
60 万円以下	1 万円
60 万円超 110 万円以下	2 万円
110 万円超以降、100 万円増加するごとに	3 万円に 1 万円ずつ加えた金額

2. 前項にかかわらず、定例返済日の前日における借入金残高にその日までの利息を加算した金額が前項の表の定例返済金額に満たない場合は、その加算した金額を定例返済金額とします。

3. 前 2 項にかかわらず、前月の定例返済日の借入金残高が 1 万円以下で、かつ定例返済日の前日（銀行休業日の場合は前営業日）の借入金残高が前月の定例返済日の借入金残高以下の場合の定例返済金額は、定例返済日の前日における借入金残高にその日までの利息を加算した金額が 1 万円未満のときはその金額とし、1 万円以上のときは 1 万円とします。

第 7 条（定例返済の自動引き落とし）

1. 前条に定める定例返済金額は、当行において指定口座から預金通帳および同払戻請求書によらず自動引き落としとします。

2. 前項の自動引き落としが定例返済日にできない場合においても、当行は定例返済日後いつでも同様の取り扱いができるものとします。なお、定例返済金額の一部の返済にあてる取り扱いはしません。

第 8 条（随時返済）

1. 第 6 条に定める定例返済のほか、ローン通帳を使用して当行の本支店で当座勘定口座に直接入金することにより、随時に任意の金額を返済することができます。なおこの場合、定例返済が遅延しているときは定例返済分から充当します。

2. 当座勘定口座へは、証券類による入金はできません。

3. 当座勘定口座への入金額が借入金残高を超える場合は、その超える金額については、指定口座に自動的に入金します。

第 9 条（手数料等の自動引き落とし）

この取引の手数料、契約書に貼付する印紙代は、当行所定の日在所定の方法により、指定口座から預金通帳および同払戻請求書によらず自動引き落としのうえ充当します。

第 10 条（期限の利益の喪失）

1. 借主について、つぎの各号の事由が1つでも生じた場合には、当行からの通知、催告がなくても借主はこの取引によるいっさいの債務について当然に期限の利益を失い、ただちに債務全額を返済していただきます。

- (1) 第6条に定める定例返済を遅延し、当行から書面により督促しても、つぎの定例返済日までに返済をしなかったとき。
- (2) 支払いを停止したとき、または手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (3) 破産・競売もしくは和議開始の申し立てがあったとき。
- (4) 借主の預金、その他当行に対する債権について、仮差押、保全差押、または差押の命令・通知が發送されたとき。
- (5) 住所変更の届け出を怠る等、借主の責に帰すべき事由によって、当行に借主の所在が不明となったとき。

2. 借主について、つぎの各号の事由が1つでも生じた場合には、当行からの請求により、この取引によるいっさいの債務について期限の利益を失うものとし、ただちに債務全額を返済していただきます。

- (1) 本規定に定める事項の1つにでも違反したとき。
- (2) 当行に対する債務の1つにでも期限に履行しなかったとき。
- (3) 当行が会員の信用状態が著しく悪化したと認めたとき。
- (4) この取引に関し、借主が当行に虚偽の資料提供、または報告をしたとき。
- (5) 前各号のほか、債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

第11条（借入の制限）

1. 第6条に定める定例返済が遅延している間は、この取引による新たな借入をすることはできません。
2. 借主について前条第1項または第2項各号の事由が一つでも生じたとき、または金融情勢の変化、その他相当の事由が生じたときは、当行はいつでも新たな貸出を停止、または中止することができます。

第12条（解約）

1. 借主は、この契約を締結した営業店（以下「取引店」といいます。）に書面で通知することにより、いつでもこの取引を解約することができます。
2. 指定口座が解約されたときは、この取引は当然に終了するものとします。
3. 当行は、借主について第10条第1項または第2項各号の事由が一つでも生じたときは、いつでもこの取引を解約することができます。
4. 前3項によりこの取引が終了したとき、または第3条により、取引期間が満了したときは、ただちに借入元利金全額を支払っていただきます。

第13条（証書の差し入れ）

当行が請求した場合は、ただちにこの取引による債務を承認する証書を差し入れていただきます。

第14条（当行からの相殺）

1. 借主が、この取引による債務を履行しなければならないときは、その債務と当行に対する借主の預金その他の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、当行はいつでも相殺することができます。

この場合、当行は書面により通知します。

2. 前項によって相殺する場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金その他の債権の利率については、預金規定等によります。ただし、期限未到来の預金等の利率は、期限前解約利率によらず約定利率により1年を365日とし、日割りで計算します。

第15条（借主からの相殺）

1. 借主は、弁済期にある預金その他の債権とこの取引による債務とを、その債務の期限が未到来であっても相殺することができます。この場合、相殺計算をする日の7日前までに当行に書面により通知するものとし、相殺した預金その他の債権の証書、通帳は届け出印を押印してただちに当行に提出していただきます。

2. 前項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金等の利率については預金規定等の定めによります。

第16条（充当の指定）

1. 当行から相殺する場合に、この取引による債務のほかに債務があるときは、当行は債権保全上の事由により、どの債務との相殺にあてるかを指定することができ、借主はその指定に対して異議を述べることはできません。

2. 借主から返済または相殺をする場合に、この取引による債務のほかに債務があるときは、借主はどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。なお、借主がどの債務の返済または相殺にあてるかを指定しなかったときは、当行が指定することができ、借主はその指定に対して、異議を述べることはできません。

3. 借主の債務のうち一つでも返済の遅延が生じている場合などにおいて、前項の借主の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、当行は遅滞なく異議を述べ、担保、保証の状況等を考慮して、どの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。

4. 第2項なお書き、または第3項によって当行が指定する借主の債務について期限の未到来の債務があるときは、期限が到来したものとします。

第17条（災害による記録の滅失等）

事変・災害等やむをえない事情によって指定口座もしくは当座勘定口座の取引記録等が紛失、滅失または損傷した場合には、当行の帳簿、伝票等の記録にもとづいて債務を返済していただきます。

第18条（危険負担）

当行が、第2条による指定口座の預金の払い戻しの請求に使用された印影もしくは暗証、または自動支払いの依頼書類に使用された印影を届け出の印鑑もしくは暗証と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて貸し出しを行った場合は、印章の偽造・変造・盗用、暗証の盗用等の事故があってもこれによって生じた損害は借主の負担とし、この取引による借入金が発生したものと返済していただきます。

第19条（指定口座の預金通帳等の盗難、紛失）

指定口座の預金通帳・届け出印章、もしくは指定口座から預金の払い戻し請求ができるカードを失った

ときは、ただちに当行所定の方法により届け出てください。

第20条（損害の補填）

第18条により生じた損害が、指定口座から預金の払い戻しの請求ができるカードの盗取、詐取、横領（以下これらを「盗難」といいます。）、もしくは紛失にともない発生したものであり、かつ前条による当行への届け出の10日前以降届け出日までに生じたものであるときは、第18条の規定にかかわらず、つぎの各号に該当する場合を除き、当行がその全部または一部を負担します。この場合、借主は前条の届け出とともに所轄警察官署に盗難または紛失の届け出を出さなければならないものとします。

- （1）借主または借主の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反に起因して損害が生じた場合
- （2）借主の家族、同居人、留守人等借主の関係者が自ら行いもしくは加担した盗難に起因して損害が生じた場合
- （3）戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変もしくは地震・噴火またはこれらによる津波にもとづく著しい秩序の混乱に乗じてなされた盗難もしくは紛失に起因して損害が生じた場合
- （4）借主が指定口座の預金通帳・届け出印章、もしくは指定口座から預金の払い戻し請求ができるカードの発見回収、不正使用者の発見、その他損害の防止軽減に必要な努力をしなかった場合
- （5）借主が当行の請求する書類を提出しなかったとき、または提出した書類に不正の表示をした場合
- （6）借主が盗難または紛失に関する事実および状況の調査を拒否したとき、または不正な陳述をした場合
- （7）借主が本規定に違反している状況においてカードの盗難もしくは紛失によって損害が生じた場合

第21条（届け出事項の変更）

1. 氏名、住所、電話番号、勤務先、その他届け出事項に変更があったときは、ただちに当行所定の方法により届け出てください。この届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
2. 前項の届け出を怠ったために、当行から届け出の氏名、住所にあてて通知または送付した書類が延着し、または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第22条（費用負担）

この取引に関する権利の行使もしくは保全に要する費用等は、借主の負担とします。

第23条（報告および調査）

1. 当行が債権保全上必要と認めて請求した場合には、借主の信用状態についてただちに報告し、また調査に必要な便益を提供していただきます。
2. 借主の信用状態について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれがあるときは、当行からの請求がなくても遅滞なく報告していただきます。

第24条（権利の譲渡・質入れの禁止）

借主は、この取引による権利を他に譲渡または質入れすることはできません。

第25条（保証）

この取引による借入金については、横浜信用保証株式会社の保証をつけていただきます。

第26条（個人信用情報センターへの登録）

1. 借主は、この取引の貸越可能枠、契約日、取引期間等の取引内容にかかる客観的事実について、取引期間中およびこの取引を終了した日から5年間、銀行協会の運営する個人信用情報センターに登録され、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人信用情報機関の加盟会員が自己の取引上の判断のために利用することに同意するものとします。

2. 借主は、つぎの各号の事実が発生したときは、その事実について各号に定める期間、前項と同様に登録され、利用されることに同意するものとします。

（1）この取引による債務の返済を遅延したときおよびその延滞分を返済したときは、遅延した日から5年間。

（2）この取引による債務について保証提携先など第三者から当行が支払いを受け、または相殺、もしくは強制回収手続きにより当行が回収したときは、その事実発生日から5年間。

第27条（規定の変更）

本規定を変更する場合、当行はその変更内容および変更日をあらかじめ公表または借主に通知します。この場合は、変更日前の借入についても、変更後の規定が適用されます。

以上